

AI に知財業務をどこまで任せるか

Can / Trust / Own による業務設計論

ChatGPT-5.5 Pro

作成日：2026 年 6 月 27 日

要旨

生成 AI および AI エージェントの発展により、知的財産業務の多くは自動化または高度な補助の対象となりつつある。しかし、知財業務は、未公開発明、営業秘密、出願戦略、他社権利リスク、契約上の権利帰属など、企業の競争力そのものに関わる判断を含む。そのため、AI 活用の是非は、単に『AI が使えるか』や『人間が最後に確認するか』という抽象論では決められない。

本稿は、AI に仕事を任せるための三つの評価軸である **Can / Trust / Own** を知財業務に置き換え、AI 時代の知財部門が採るべき業務設計を論じる。結論は明確である。知財業務において AI を活用する鍵は、AI への丸投げではなく、業務単位で任せる範囲を決め、レビューとフィードバックを通じて AI を育て、責任の所在をあらかじめ設計することである。

本稿の中心命題

知財業務における AI 活用は、AI に判断を委ねることではなく、知財判断のプロセスを分解し、**Can / Trust / Own** の三軸で『任せられる範囲』を設計することである。

目次

1. 問題提起：知財業務における AI 活用の本当の問い
2. Can：知財業務で AI ができることをどう定義するか
3. Trust：知財 AI は一度使って評価するのではなく、育てて判断する
4. Own：知財判断の責任をどこに置くか
5. 業務別に見た AI 活用の実装設計
6. 結論：強い知財部門は AI を使うのではなく、AI を育てる

参考資料

1. 問題提起：知財業務における AI 活用の本当の問い

AI が知財業務に使えるかという問いは、すでに単純な技術論ではない。特許公報の要約、拒絶理由通知の整理、発明提案書の構造化、商標候補の初期チェック、知財契約の条項抽出など、テキストを中心とする知財実務の多くは、生成 AI の得意領域と重なる。実際、特許庁の調査でも、AI 関連発明の国内出願件数は 2014 年以降大きく増加し、2023 年には約 11,400 件、AI コア発明は約 2,400 件に達している[1]。AI は知財の対象であると同時に、知財業務を遂行する道具にもなったのである。

しかし、知財業務における AI 活用は、一般的な文書作成や営業資料作成よりも慎重でなければならない。知財部門が扱う情報には、出願前の発明、共同研究の成果、他社との交渉情報、ライセンス条件、訴訟・係争リスク、営業秘密が含まれる。ひとたび情報漏えいが起これば、特許取得の機会喪失、営業秘密性の喪失、契約違反、競争優位の毀損につながり得る。また、AI が重要な先行技術を見落とした場合、後の無効リスクや事業判断の誤りにつながる可能性がある。

したがって、知財業務における本当の問いは『AI を使うか使わないか』ではない。問うべきは、『どの業務の、どの判断までを、どの条件の下で任せるか』である。単に『人間が最後に確認する』という方針だけでは、現場は動かない。何を確認するのか、誰が確認するのか、AI の出力をどの水準まで信頼してよいのか、ミスが発生した場合に誰が責任を持つのかが決まっていなければ、AI 導入は実証実験で止まってしまう。

この問題を整理するために有効なのが、Can / Trust / Own の三軸である。Can は、AI がその業務を技術的・環境的に実行できるかを問う。Trust は、AI の出力が、教育とレビューを経た後に信頼できる水準へ到達するかを問う。Own は、AI を組み込んだ業務で問題が生じたとき、誰が説明責任と業務責任を持つのかを問う。この三軸に分解することで、知財業務における AI 活用は、期待論でも恐怖論でもなく、業務設計の問題として扱えるようになる。

図表 1 Can / Trust / Own の知財業務への置き換え

評価軸	知財業務における問い	設計上の要点
Can	その業務は AI が実行可能か	モデル性能だけでなく、入力情報、検索 DB、権限、監査ログ、例外処理を含めて判断する
Trust	育てた後に信頼できるか	過去案件で検証し、レビュー、誤り分類、プロンプト改善を繰り返す
Own	責任を持てる設計か	補助型か代替型かを分け、最終判断者、承認者、禁止入力情報を明確化する

2. Can：知財業務で AI ができることをどう定義するか

第一の軸である Can は、AI がその知財業務を実行できるかという視点である。ただし、ここでいう『できる』は、モデル単体がもっともらしい文章を生成できるという意味ではない。知財業務における Can は、必要な情報に安全にアクセスできるか、適切な検索データベースに接続できるか、

社内規程に沿って権限が設定されているか、出力の根拠を確認できるか、例外時に人間へエスカレーションできるかまで含む、実行環境込みの能力である。

例えば、発明提案書の整理は、AI と相性がよい業務である。発明の技術課題、解決手段、効果、実施例、不明点、発明者への追加質問を抽出することは、テキスト理解と要約に近い。しかし、この業務であっても、AI に入力してよい発明情報か、外部 AI に送信してよいか、社内閉域環境を使うべきか、出力を発明者へそのまま返してよいかといった条件を決めなければならない。

先行技術調査でも同じである。AI は、同義語、上位概念、下位概念、英語表現、競合企業名、分類候補を広げる補助役として非常に有効である。公報の要約や、請求項と文献の対応表の下書きにも使える。しかし、先行技術調査の核心は、単に文献を見つけることではなく、重要文献を見落とさないことである。したがって、AI の Can は『検索観点を広げることができる』段階と、『調査完了を判断できる』段階とに分けて考えなければならない。前者は比較的任せやすいが、後者は人間の専門判断が不可欠である。

中間処理、すなわち拒絶理由通知への対応においても、AI は有用である。審査官の論理を分解し、引用文献との一致点・相違点を整理し、進歩性反論の候補を複数示すことはできる。一方で、補正により権利範囲をどこまで狭めるか、どの構成を独立請求項に残すか、面接審査でどの論点を強調するかは、単なる文書作成ではなく、権利化戦略そのものである。ここを AI に任せ切るとは、現時点では適切ではない。

商標や知財契約でも、AI の Can は補助機能として評価すべきである。商標候補について、読み方、意味、類似語、海外でのネガティブな含意、指定商品・役務との関係を洗い出すことは AI に向く。契約書についても、成果物の帰属、改良発明、ライセンス範囲、再許諾、秘密保持義務、出願前公開のリスクを抽出させることができる。しかし、商標の採用可否や契約交渉方針は、事業戦略、相手方との力関係、将来の事業化可能性を踏まえる必要がある。AI が文章を読めることと、企業としてリスクを取れることは別問題なのである。

結局、Can の判断で重要なのは、知財業務を『作業』と『判断』に分けることである。AI は、情報の整理、候補の提示、論点の抽出、表の作成、初期チェックに強い。これに対し、出願要否、権利範囲、侵害・非侵害、無効可能性、秘匿か出願か、重要ブランドの採用可否といった判断は、人間が責任を持つべき領域として残る。Can を正しく定義することは、AI に何をさせるかを定めることであると同時に、AI に何をさせないかを定めることでもある。

3. Trust : 知財 AI は一度使って評価するのではなく、育てて判断する

第二の軸である Trust は、AI の出力を信頼できるかという視点である。知財業務で AI 活用が失敗する典型例は、一度 AI を使い、期待した水準に届かなかったために『やはり知財には使えない』と結論づけることである。この判断は早すぎる。新人の知財担当者に、初日から完璧な先行技術調査や中間処理案を求めないのと同様に、AI にも業務の前提、判断基準、過去案件、レビュー観点を与える必要がある。

知財業務における **Trust** は、静的な評価ではなく、時間軸を伴う評価である。AI に作業をさせる。人間がレビューする。誤りを分類する。プロンプト、チェックリスト、参照資料を修正する。同じ類型の案件で再度実行する。過去の正解データと比較する。このループを回した後に、どこまで任せられるかを判断する。これが、知財業務における AI 活用の本質である。

発明提案書レビューであれば、AI が技術的特徴を正しく抽出できているか、発明者に聞くべき質問を出せているか、実施例不足を指摘できているか、効果を単なるビジネス効果ではなく技術的效果として整理できているかを確認する。これを複数案件で繰り返すと、AI は社内の発明提案書の癖に合わせた一次レビュアーとして機能し始める。ある部署では課題は詳しいが実施例が薄い、別の部署では競合比較が不足しがちである、といった知見をチェックリストに反映できるからである。

先行技術調査では、**Trust** の評価指標を『要約が読みやすいか』に置いてはならない。重要なのは、検索観点が十分に広いか、同義語・英語表現・分類候補が適切か、重要文献の見落としが許容範囲に収まるか、人間の調査時間をどの程度削減できるかである。過去に実施した調査案件を用いて、AI に検索観点と候補文献を出させ、人間の調査結果と比較する。この検証を重ねることで、AI が強い技術分野、弱い技術分野、必ず人間が補完すべき観点が明らかになる。

中間処理では、過去の拒絶理由通知と実際の意見書・補正書を用いた検証が有効である。まず AI に拒絶理由通知だけを読ませ、争点、相違点、反論候補、補正方向を出させる。その後、実際に採用された対応方針と比較する。AI は審査官の論理の弱点を拾えているか。補正案は権利範囲を不必要に狭めていないか。反論の骨子は審査基準や実務感覚と整合しているか。この検証を行わずに、AI の中間処理案を『使える』とも『使えない』とも判断すべきではない。

知財契約レビューでも、AI の文章力ではなく、前提条件をどれだけ正しく渡せるかが **Trust** を左右する。共同研究契約における成果帰属は、こちらが研究成果を事業化する立場か、相手方の技術を利用する立場か、大学やスタートアップとの協業かによって望ましい条項が変わる。AI に契約書だけを読ませても、事業上の譲れない条件がなければ、適切なレビューはできない。したがって、契約レビューAI を育てるとは、標準条項、交渉方針、リスク許容度、過去コメントをセットで与える仕組みを作ることを意味する。

このような学習ループは、いわば知財版のループエンジニアリングである。AI モデルそのものは、多くの企業が同じものを使える。しかし、社内の発明提案書、過去の拒絶対応、競合調査の観点、クレーム設計思想、契約交渉の判断基準は企業ごとに異なる。したがって、競争力になるのは AI モデルの選定それ自体ではなく、自社の知財判断を AI に教え、フィードバックし、改善し続けるループである。

Trust を育てるための基本ループ

1. AI に作業させる
2. 人間が専門観点でレビューする
3. 誤りを『知識不足・前提不足・検索観点不足・法的評価不足・権限不足』などに分類する
4. プロンプト、参照資料、チェックリストを修正する
5. 過去案件で再検証し、任せられる範囲を更新する

4. Own : 知財判断の責任をどこに置くか

第三の軸である **Own** は、AI を組み込んだ知財業務で問題が生じた場合に、誰が責任を持つかという視点である。これは法的責任だけを意味しない。業務上の説明責任、承認責任、情報管理責任、外部専門家への依頼責任、経営判断としてのリスク受容責任を含む。

AI が生成した中間処理案を用いた結果、権利範囲が不必要に狭くなった場合、誰がその判断を承認したのか。AI による先行技術調査を信じて出願した後、重要な先行文献が見つかった場合、調査完了を誰が判断したのか。AI に未公開發明や営業秘密を入力した結果、情報管理上の問題が生じた場合、入力可否のルールを誰が定めていたのか。これらを事後的に議論しても遅い。**Own** は、導入前に設計するべきである。

経済産業省は 2026 年 4 月に『AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き』を公表し、AI 利活用の場面における不法行為法上の論点を中心に、現行法がどのように解釈適用され得るかの方向性を示している。また、AI の利用形態として、補助／支援型 AI と依拠／代替型 AI の二類型が整理されている[2]。この分類は、知財業務における責任設計にも有用である。

補助／支援型 AI とは、人間の判断を支援する AI である。知財業務では、発明提案書の要約、検索観点の洗い出し、拒絶理由通知の論点整理、契約条項の抜け漏れチェック、商標候補の初期リスク整理、公報要約などがこれに当たる。この場合、AI の出力は参考情報であり、最終判断は担当者、上長、知財責任者、弁理士、弁護士などの人間が行う。責任設計は比較的明確であり、『AI 出力をそのまま外部提出しない』『重要案件は専門家レビューを必須とする』『入力禁止情報を定める』といったルールを整備すればよい。

これに対し、依拠／代替型 AI とは、人間の判断や行動を代替する前提の AI である。知財業務でいえば、AI が自動で出願要否を判断する、クレームを確定する、拒絶理由対応を提出する、商標採用可否を決める、侵害リスクを判定する、契約修正案を相手方に返すといった使い方である。この段階では、責任設計は一気に重くなる。知財業務では、依拠／代替型 AI をいきなり導入するのではなく、補助／支援型 AI として **Trust** を育て、低リスク業務から一部代替へ移行する順序が妥当である。

また、知財業務特有の **Own** として、情報入力責任がある。INPIT は営業秘密支援窓口を通じて、秘密情報の抽出、管理ルールの整備、社内セミナー等の支援を提供している[3]。生成 AI 活用においても、未公開發明、ノウハウ、顧客情報、契約書、共同研究資料などをどの AI 環境に入力してよいかを事前に決める必要がある。外部 AI への入力を禁止すべき情報、匿名化すれば使える情報、社内閉域環境なら使える情報を区分しなければ、現場の善意の活用が情報漏えいリスクに転化する。

さらに、生成 AI が作成した文章、図、説明資料を外部に出す場合には、著作権リスクも無視できない。文化庁は 2024 年 3 月に『AI と著作権に関する考え方について』を取りまとめ、AI と著作権の関係について関連資料を示している[4]。知財部門は、AI を使う部署に対し、生成物の利用可否、第三者著作物との類似、学習・入力データの取扱いについて、最低限の確認手順を示す役割を担うべきである。

Own の設計は、経営層、知財責任者、AI 知財マネージャー、現場担当者の責任を分けることで現実的になる。経営層は、AI 活用の許容範囲とミス許容度を定める。知財責任者は、AI を使う業務と使わない業務、外部専門家レビューを必須とする業務を決める。AI 知財マネージャーは、プロンプト、チェックリスト、検証データ、ログ、改善ループを管理する。現場担当者は、入力情報の適否を確認し、AI 出力を鵜呑みにせず、誤りを改善ループへ戻す。これにより、AI 活用は属人的な便利ツールではなく、組織的な知財業務プロセスとなる。

5. 業務別に見た AI 活用の実装設計

以上の議論を実務に落とすには、知財業務を一括して『AI に任せる』のではなく、業務ごとに任せるレベルを定める必要がある。下表は、主要な知財業務について、AI に任せやすい部分、人間が残すべき判断、推奨される利用レベルを整理したものである。

図表 2 知財業務別の AI 活用レベル

知財業務	AI に任せやすい部分	人間が見るべき部分	推奨レベル
発明提案書整理	課題、解決手段、効果、実施例、不明点、発明者質問案の抽出	発明の本質把握、出願要否、秘匿判断	補助向き
先行技術調査	同義語展開、検索観点、分類候補、文献要約、対応表下書き	重要文献の見落とし確認、調査打ち切り判断	補助＋確認
特許明細書作成	背景技術、実施例、図面説明、用語統一のたたき台	独立請求項、権利範囲、サポート要件、実施可能要件	高度確認必須
中間処理	拒絶理由分析、一致点・相違点、反論候補、補正方向案	補正の最終判断、権利範囲、意見書の法的構成	高度確認必須
商標調査	読み方、意味、類似語、海外含意、初期リスク整理	類否判断、採用可否、ブランド戦略上のリスク受容	補助向き
知財契約	成果帰属、改良発明、ライセンス範囲、秘密保持の抜け漏れ確認	交渉方針、リスク受容、相手方との力関係を踏まえた修正	補助向き
侵害予防調査	関連特許抽出、クレームチャート下書き、製品情報整理	侵害・非侵害判断、設計変更判断、事業継続可否	専門家確認必須
無効資料調査	候補文献抽出、構成要件対応表、技術常識の整理	証拠価値、組み合わせ論理、無効主張の採否	専門家確認必須
著作権・生成物確認	類似表現の洗い出し、利用条件の整理、社内確認項目の提示	侵害判断、外部利用可否、権利処理の要否	専門家確認必須

この表から分かるように、AI 活用に向くのは、論点整理、候補出し、要約、対応表作成、抜け漏れ確認といった『判断の前段階』である。逆に、人間が残すべきなのは、出願するか、どの権利範囲を狙うか、他社権利との関係で事業を進めるか、相手方とどの条件で合意するかといった『会社としてリスクを取る判断』である。

実装順序としては、まず低リスクかつ正解データのある業務から始めるべきである。例えば、過去の発明提案書を使った一次整理、過去の拒絶理由通知を使った論点抽出、過去の契約レビューコメントを使った条項チェックは、AI の性能を検証しやすい。次に、検証結果をもとに、AI 出力を社内メモ、弁理士依頼準備、調査補助、契約レビュー補助へ広げる。外部提出書類や重要判断に直結する業務は、最後まで人間承認を必須とする。

AI 知財マネージャーの設置も重要である。これは、AI に知財業務を丸投げする人ではない。むしろ、AI が担う業務範囲を定義し、プロンプトとチェックリストを整備し、過去案件で精度を検証し、誤りを分類し、レビュー観点を更新する役割である。今後の知財部門では、特許法や商標法を知るだけでなく、AI に知財業務を教えられる人材の価値が高まる。

加えて、AI 活用の評価指標も、人間業務との比較で設定すべきである。AI にだけミスゼロを求めると、現場は萎縮し、導入は進まない。人間の調査でも見落としはあり、人間の契約レビューでも抜け漏れはある。重要なのは、AI を使った場合に、見落とし率、レビュー時間、再作業率、専門家確認の効率、ナレッジ蓄積の速度が改善するかである。もちろん、重大リスク業務では安全側に倒すべきだが、AI 活用を現実の業務改善として見るには、人間業務のベンチマークとの比較が不可欠である。

6. 結論：強い知財部門は AI を使うのではなく、AI を育てる

知財業務に AI をどこまで任せるか。この問いに対する答えは、業務ごとに異なる。しかし、判断方法は共通している。まず **Can** により、AI が実行できる作業と、実行環境として必要な条件を定義する。次に **Trust** により、過去案件とレビューを通じて AI を育て、どこまで信頼できるかを検証する。最後に **Own** により、補助型か代替型かを区分し、最終判断者、承認者、入力禁止情報、専門家レビューの要否を定める。

この三軸により、知財業務における AI 活用は、単なる効率化ツールから業務設計の問題へと変わる。AI は、発明提案書を整理し、検索観点を広げ、公報を要約し、拒絶理由通知の論点を分解し、契約条項の抜け漏れを指摘し、商標候補の初期リスクを洗い出すことができる。これらは知財部門の生産性を大きく高める。一方で、出願要否、権利範囲、侵害判断、無効判断、商標採用、契約交渉方針、秘匿か出願かの判断は、人間が責任を持つべきである。

AI 時代の知財部門に求められる能力は、AI に仕事を投げる能力ではない。業務を分解し、判断基準を明文化し、AI の出力をレビューし、誤りを改善ループに戻し、任せられる範囲を更新し続ける能力である。AI モデルは今後も進化するが、企業ごとの発明、過去案件、競合認識、契約方針、クレーム設計思想は固有である。その固有性を AI に教え込むループこそが、知財部門の競争力になる。

したがって、本稿の結論は次のとおりである。知財業務に AI を導入する際、問うべきは『AI を信じてよいか』ではない。問うべきは、『AI を信頼できる状態まで育てる仕組みを持っているか』である。知財部門の未来は、AI に置き換えられるかどうかではなく、AI を知財業務に合わせて育て、責任ある業務プロセスに組み込めるかどうかにかかっている。

最終結論

AI に知財業務を任せる時代ではない。

AI を知財業務に合わせて育てられる知財部門が強くなる時代である。

参考資料

[1] 特許庁『AI 関連発明の出願状況調査』

https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html

[2] 経済産業省『AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き』

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001.html>

[3] INPIT『営業秘密支援窓口について』 <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html>

[4] 文化庁『AI と著作権について』

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

[5] いけとも ch：『AI にどこまで仕事を任せる？ 最新概念も踏まえた上で、独自の「Can Trust Own」の3つの評価軸を徹底解説！』 <https://www.youtube.com/watch?v=bnG5u9wW3ew&t=213s>

